

ID: 468

担当部署: 上下水道室 業務課 業務係

処分の概要	延滞金の徴収		
例 規 名 根 拠 条 項	名寄市個別排水処理施設条例 第29条		
例 規 番 号	平成18年条例第201号		
<p>【根拠条文】 (延滞金の徴収等)</p> <p>第29条 前2条の規定により徴収すべき損傷負担金、工事負担金、受益者分担金及び第13条に規定する使用料に係る延滞金の徴収、滞納処分については、名寄市債権管理条例(令和2年名寄市条例第12号)の規定を準用する。この場合において、「市長」とあるのは「管理者」と読み替えるものとする。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 8 月 15 日	最 終 変 更 年 月 日	令和 2 年 7 月 1 日